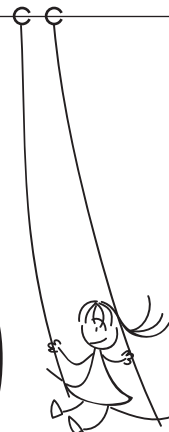


下村地区

2010年4月発行
下村地区まちづくり協議会

田園まち通信

vol. 10



下村地区の地区まちづくり計画、特別指定区域が決定!!

まちづくり協議会発足から約1年半—— ついに田園まちづくり計画策定、近日告示。

下村地区まちづくり協議会は一昨年の10月に発足以来、約1年半の活動を続けてきました。いよいよその成果のひとつが実現間近となりました。検討会やアンケートにご協力いただいた皆さん、ありがとうございました。まちづくり計画の案は、昨年、下村地区まちづくり協議会の総会での審議、承認を経て、市長に申請および申出を行いました。その後、市内部での審議の結果、無事、認定されました。そして、地区に必要な建築物を建てることのできる「特別指定区域」がまもなく告示される予定です。

下村地区の田園まちづくり計画が市の審議会でも認定

今後は、この計画に基づいてまちづくりを進めていくとともに、さらなる区域の指定などに向けた定期的な計画の見直しや、新たな課題解決をめざした取り組みなどに発展できればと思います。これからも下村地区のまちづくりにご参加、ご協力をぜひよろしくお願いいたします。

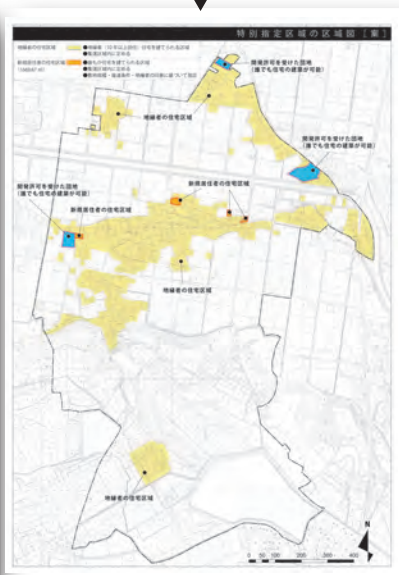
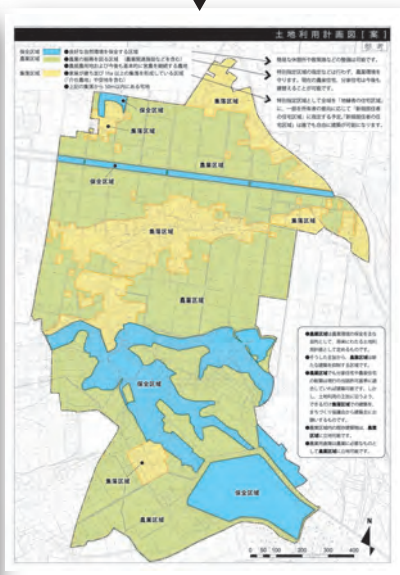
「地区まちづくり計画」「特別指定区域」に関する資料の詳細は
下村公民館および加古川市都市計画課にてご覧いただけます。

※「まちづくりに関する方針」については裏面を参照ください。

まちづくり構想図

土地利用計画図

特別指定区域の区域図



まちづくりに関する方針

計画の名称		下村地区田園まちづくり計画
まちづくりの基本目標		水や緑の豊かな自然を保全し、田園風景と調和した居心地の良い、快適で静かな集落づくりを図る。 交通や買い物など生活環境を改善するとともに、集落の魅力である河川や水路など昔ながらの環境を活かして、定住人口の確保をめざす。
目標人口（ ）		1,054 人（平成 8 年，10 年時点の人口）
ものづくりに 関する方針	公共施設の整備を 図る取り組み	・ 集落内道路については、有効幅員 4mを確保するため、中心線から 2.17mのセットバックを行う。 ・ 通学路などを含む集落間連絡道路については、中長期的な視点に立ち、拡幅や歩道整備による安全な歩行者動線の確保を図る。 ・ 公園整備予定地には原則として建築物の整備を行わない。
	その他の施設の整備 を図る取り組み	・ 必要に応じて夜間の明るさ確保に向けた街灯整備を行う。 ・ 商業施設の誘致を推進する。 ・ 風水害などの災害に備えて必要な対策を行う。
	歴史・自然を活かす 取り組み	・ 既存の池や梅林を含む里山の保全・整備を図る。 ・ 草谷川沿いに並木や草花を植え、遊歩道としての魅力化を図る。 ・ 水路、湧き水（井ノ明神）、蔵、伝統的建築物（萬福寺、照徳寺、大歳神社、西大歳神社、東大歳神社、公会堂など）等を積極的に保全し、地区内外への PR を進める。
ルールづくりに 関する方針	集落環境の保全に 関する事項	・ 建築物の高さ：戸建住宅を中心とした集落環境をまもるため、10m以下とする。ただし、住工共存ゾーンについては既存建築物の高さを考慮して 15m以下とする。 ・ 污水対策：建築物の新築の際には合併浄化槽を設置することが望ましい。
	集落景観の保全・ 形成	・ 建物の形態・意匠は、周辺の自然環境や田園風景との調和に配慮し、集落全体としてまとまりのある景観形成に寄与するものとする。 ・ 建物の高さは原則として 10m以下とする。 ・ 道路に面する垣または柵の構造は原則として生垣が望ましい。 ・ 建物を建築しようとする者は、まちづくり協議会に建築計画書を提出し、建築物が地区景観基準に適合しているまたは建築デザインとして処理されている等、運用基準同等以上に景観に配慮されていると判定を受け、同協議会と協定を締結後に建築に着手するものとする。 ・ 上記の協議は、別途設ける地区景観基準に基づいて行うものとする。
	地縁者の範囲	・ 小学校区の範囲とする。
【附図】まちづくり構想図・まちづくり区分図		

（ ）目標人口とは、新規居住者の住宅区域の範囲を算定する基準となる過去最大人口である。